

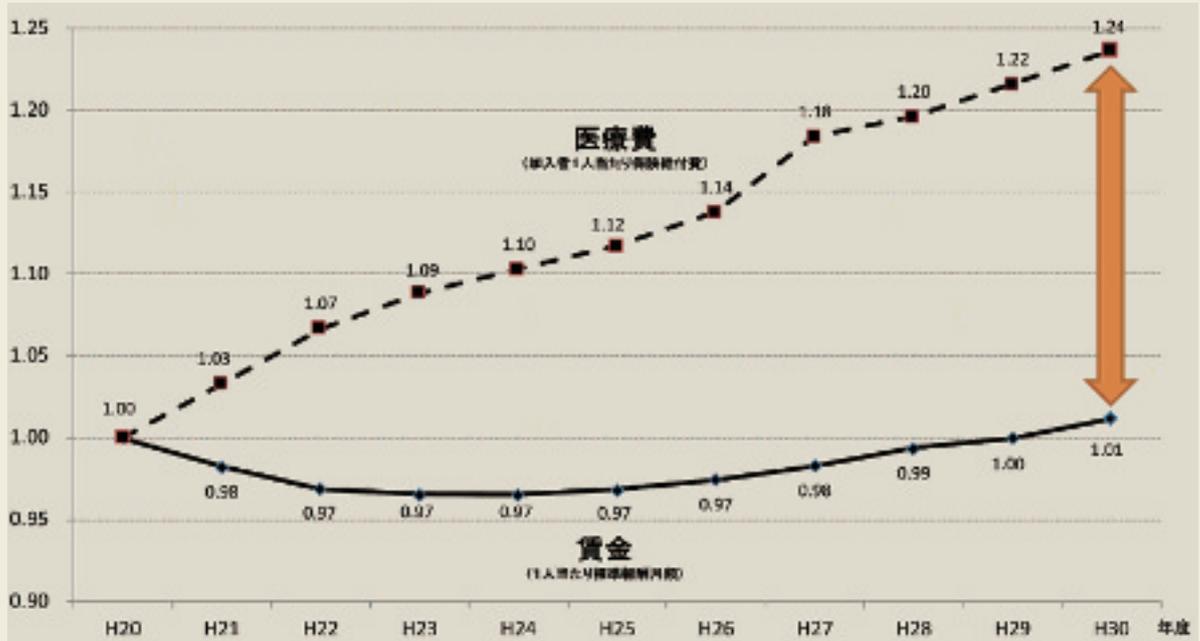


## 今後、保険料率はどうなるのですか？



協会けんぽの保険財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る状況が続いているため、今後の保険料率の見通しは楽観できません。

### ■協会けんぽの保険財政の傾向

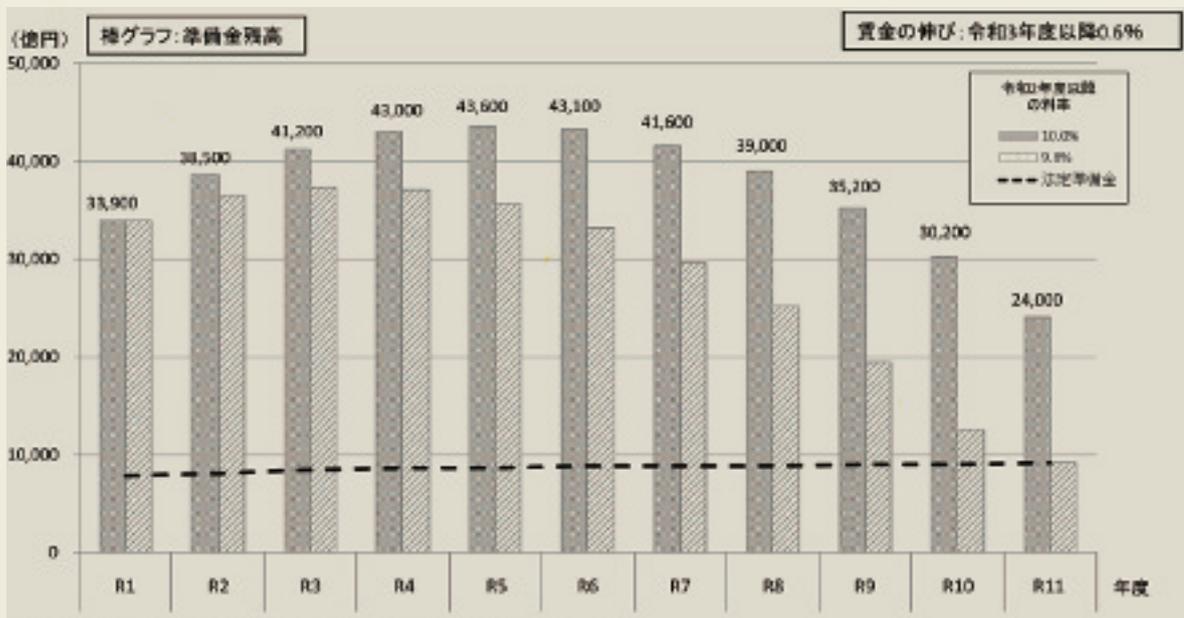


(注) 数値は平成20年度を1とした場合の指数で表示したもの。

### ■今後の保険料率に係るシミュレーション(令和3年度以降の賃金上昇率0.6%の場合)

現在の保険料率10.0%を維持した場合、当面の間、準備金残高を維持することができますが、仮に9.8%に引き下げた場合、令和4年度以降に準備金残高が減少し始め、令和11年度には、準備金残高が法定準備金を下回る見通しとなっています。

※法定準備金:給付費等の1か月分



※令和元年9月10日 第99回全国健康保険協会 運営委員会資料2より一部改変

# インセンティブ制度



## Q インセンティブ制度とは何ですか？

**A** インセンティブ制度とは、協会けんぽの加入者及び事業主の皆さまの取組に応じてインセンティブ(報奨金)を付与し、ご負担いただいている都道府県支部ごとの保険料率に反映させる制度です。当該年度の取組は翌々年度の保険料率に反映させる仕組みとなっており、平成30年度の取組結果が令和2年度の保険料率に反映されています。

### [ 制度の概要 ]

- ① 制度の財源として、新たに全支部の保険料率の中に、0.01%(\*1)を盛り込んで計算します。
  - ② 各支部の評価指標(特定健診実施率など)の実績に応じて得点をつけます。その得点をランキングづけし、47支部中上位23支部に該当した支部に①を財源とした報奨金を充てることによって保険料率を引き下げます。詳しくは、協会けんぽホームページまたは協会けんぽ支部にお問い合わせください。
- (\*1)この0.01%については3年間で段階的に導入され、令和2年度保険料率に盛り込む率は0.004%、令和3年度保険料率に盛り込む率は0.007%、令和4年度保険料率に盛り込む率は0.01%となります。

### インセンティブ制度により、令和2年度保険料率は最大0.036%引き下げ効果がありました。

保険料計算例:標準報酬月額30万円、保険料率10.0%の支部の場合(保険料額は労使折半前の金額)

<財源分保険料率が0.004%で、報奨金による保険料率の減算がない場合>

30万円 × (10.00% + 0.004%)	= 30,012円	1か月 +12円	※ 制度導入前との差
(令和4年度 財源保険料率0.01%の場合)		1か月 +30円	年間 +144円
			年間 +360円

<財源分保険料率が0.004%で、報奨金による保険料率の減算が0.036%であった場合>

30万円 × {(10.00% + 0.004%) - 0.036%}	= 29,904円	1か月 ▲96円	※ 制度導入前との差
(令和4年度 財源保険料率0.01%、報奨金による減算0.09%の場合)		1か月 ▲240円	年間 ▲1,152円
			年間 ▲2,880円

※機械的計算のため、実際の計算と端数処理が異なります。

## Q インセンティブ制度の導入によって具体的に何を取組めばいいのでしょうか？



**A** 加入者及び事業主の皆さまに取組んでいただきたいことは以下の5つであり、この取組が医療費の適正化につながります。協会けんぽも全力でサポートさせていただきますので一緒に取組んでいきましょう。

### 評価指標

#### ① 特定健診等の実施率

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診(被保険者の方)、特定健診(被扶養者の方)を受診してください。
- 労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所様は、協会けんぽ加入者の方(40歳以上)の健診結果を協会けんぽにご提供ください。

#### ② 特定保健指導(\*2)の実施率

(\*2) 健診結果で生活改善が必要とされた方へ協会けんぽの保健師・管理栄養士等が行う健康サポートです。

- 健診結果で生活改善が必要と判定された方(\*3)は、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。(\*3) 腹囲:男性85cm以上、女性90cm以上、収縮期血圧:130mmHg以上、空腹時血糖値:100mg/dl以上など。詳細はホームページをご覧ください。

#### ③ 特定保健指導対象者の減少率

- 特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取組んでください。
- 特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。

#### ④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率(\*4)

(\*4) 協会けんぽからの受診勧奨を受けてから3か月以内の医療機関受診率

- 生活習慣病予防健診の結果、血圧又は血糖値の項目で「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関へ受診してください。

#### ⑤ 後発医薬品の使用割合

- 医療機関や薬局でお薬を受け取る際は積極的に後発医薬品(ジェネリック医薬品)(\*5)をご選択ください。(\*5)後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、新薬(先発医薬品)と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。